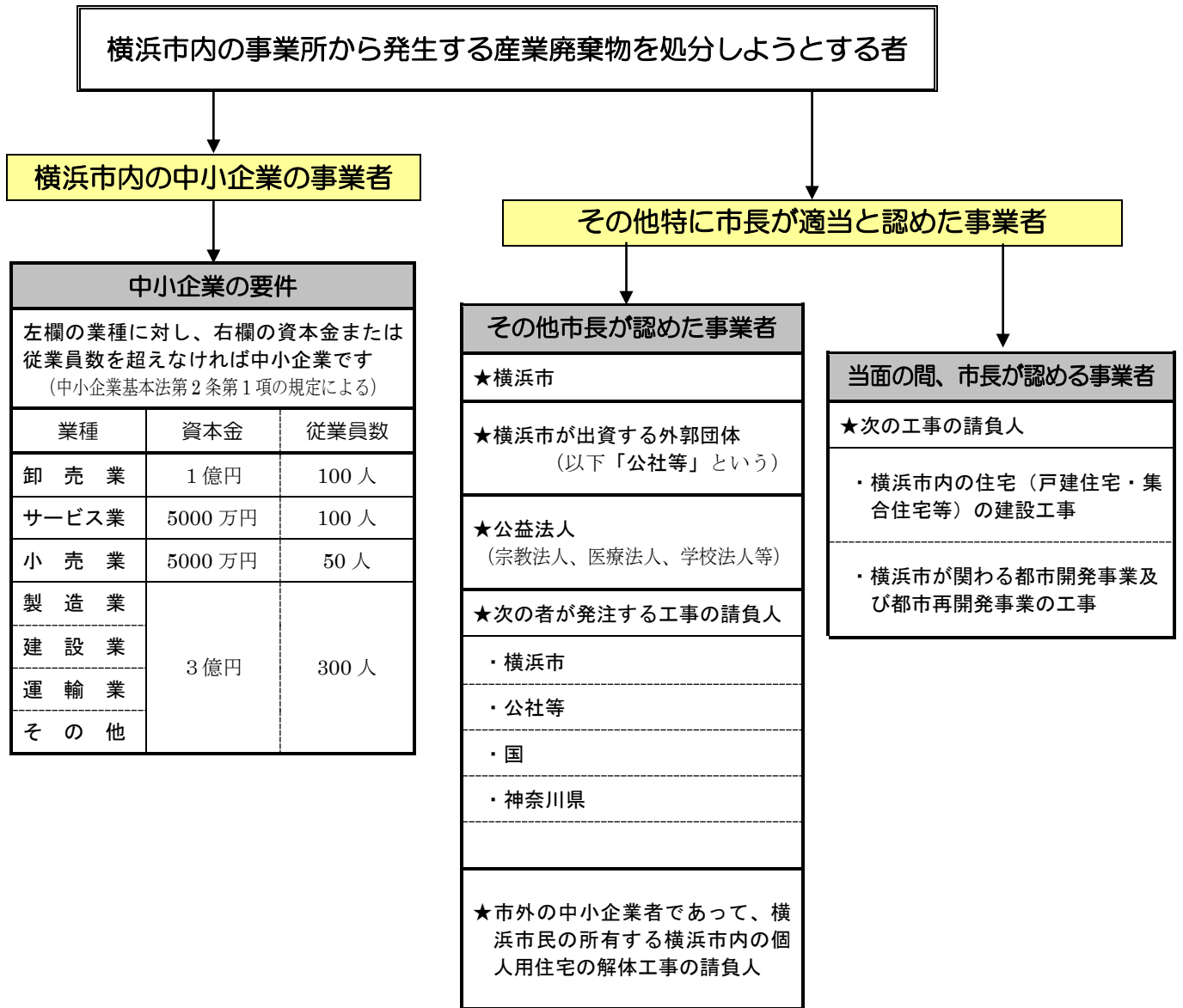


## (2) 利用できる排出事業者



## (3) 埋立処分できる産業廃棄物の種類

| 種類               | 代表例  | 種類               | 代表例                                    |
|------------------|--|------------------|--|
| 廃プラスチック類         | 合成樹脂くず、合成ゴムくず  | 燃 え 殻            | 石炭がら、コークス灰、廃活性炭、産業廃棄物の焼却残さ             |
| ゴ ム く ず          | 天然ゴムくず   | 汚 泥              | メッキ排水処理汚泥、水洗ブースかす、塗料かすを含むサンドブラスト廃砂     |
| 金 属 く ず          | 金属切削くず   | 鉦 さ い            | スラグ、ノロ、鋳物廃砂、サンドブラスト廃砂（ただし、塗料かすを含まないもの） |
| ガラス・コンクリート・陶磁器くず | 板ガラス、便器、廃石膏ボード、コンクリート破片等<br>※ 「がれき類」に該当するものは除く         | ば い じん           | ばい煙発生施設等の集塵施設で捕捉したもの                   |
| が れ き 類          | 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリート破片、その他これに類する不要物（スレート板、レンガ片等） | その他特に市長が適当と認めたもの | —                                      |

石綿含有産業廃棄物は埋立処分できますが、特別管理産業廃棄物の「廃石綿等」は埋立処分できません。また、水銀廃棄物（廃水銀等、水銀含有ばいじん等、水銀使用製品産業廃棄物 等）は埋立処分できません。